

1 議案名

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

会計年度任用学校職員の病気休暇を有給の休暇とすることに伴い、所要の整理を行う必要がある。

教 職 員 課

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

教職員課

1 規則改正の理由

会計年度任用学校職員の病気休暇を有給の休暇とすることに伴い、所要の整理を行う必要がある。

2 規則改正の概要

令和7年4月から会計年度任用学校職員の病気休暇が有給となることに伴い、勤勉手当の除算対象の1つである「給与又は報酬を減額された期間（病気休暇若しくは特別休暇等を除く）が15日を超える場合」から「病気休暇若しくは」の文言を削除する。

3 施行期日

公布の日から施行（令和7年4月1日適用）

条例等立案表

<p>題名 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教職員課</p> <p>担当者名 高橋道和</p> <p>電話番号 三一二六</p>
<p>提案(制定)理由 会計年度任用学校職員の病気休暇を有給の休暇とすることに伴い、所要の整理を行う必要がある。</p>	<p>あらまし 一 会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定に係る勤務期間の算定について、会計年度任用学校職員の病気休暇を有給の休暇とすることに伴う所要の整理を行うこととした。 二 この規則は、公布の日から施行することとした。 三 一については、令和七年四月一日から適用することとした。</p>
<p>関係法規 人事院規則一五―一五―二一(人事院規則一五―一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則)</p> <p>予算上の措置</p>	<p>法令審査会 <input type="checkbox"/>要・否</p> <p>パブリックコメント 実施・省略・<input type="checkbox"/>対象外</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第五号中「病気休暇若しくは」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

改正案	現行
<p>第十五条の三（略）</p> <p>2 前項の在職した期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 条例第十二条の規定により給与を減額され、又は条例第二十一条の規定により報酬を減額された期間（勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた特別休暇（給与又は報酬が支給される場合を除く。）、介護休暇又は介護時間により勤務しなかった期間を除く。）が通算して十五日（休暇又は職務に専念する義務の免除の承認を得ないで勤務しなかったことにより給与又は報酬を減額された期間にあつては、通算して一日）を超える場合には、その全期間</p> <p>六～八（略）</p>	<p>第十五条の三（略）</p> <p>2 前項の在職した期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 条例第十二条の規定により給与を減額され、又は条例第二十一条の規定により報酬を減額された期間（勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた病気休暇若しくは特別休暇（給与又は報酬が支給される場合を除く。）、介護休暇又は介護時間により勤務しなかった期間を除く。）が通算して十五日（休暇又は職務に専念する義務の免除の承認を得ないで勤務しなかったことにより給与又は報酬を減額された期間にあつては、通算して一日）を超える場合には、その全期間</p> <p>六～八（略）</p>